

社会人(20歳以上)の方へ

学費のご負担を軽減する制度のご案内

A 専門実践教育訓練給付金

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者または一般被保険者だった離職者が厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を自己負担で受講する際に給付金を利用することができる制度です。

3年間で最大

120万円

※1年間で最大40万円

最大 **48万円**

※資格取得後1年以内に就職した場合

最大 **24万円**

※訓練修了後、賃金が5%以上上昇した場合

合計

192万円

B 教育訓練支援給付金

初めて専門実践教育訓練を受講される方で受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たす方が訓練期間中、失業状態にある場合に支給されます。受講中の生活を支援するための給付金です。

雇用保険
基本手当日額の

60%支給

受講修了まで
最大

3年間支給

戸田中央看護専門学校では「独自の奨学金」をご利用いただけます。

C TMG(戸田中央メディカルケアグループ) 看護学生奨学金

「学費支援」として無利息で貸与します。

3年間で最大

180万円

※1年間で最大60万円

全額

返済免除

※看護師免許取得後、TMGの医療機関での勤務が3年を超えた時、全額返済を免除

利用率
90%以上

D TMG(戸田中央メディカルケアグループ) ハート奨学金

「生活支援」として無利息で貸与します。

3年間で最大

180万円

※1年間で最大60万円

月額 ※毎月振込

3~5万円

※TMGの医療機関での勤務開始後、貸与額を分割で返済

利用率
30%程度

モデルケース(30歳・月収21万円の場合)



- A** 雇用保険2年以上の加入の方
- B** 入学時45歳未満の方
- C** TMGの医療機関への就職の意志がある方

A+B+C 最大 679万円の支援を受けられます。



戸田中央看護専門学校

335-0023 埼玉県戸田市本町1-8-16 TEL.048-441-4279

出願方法については、本校HP内の「WEB出願」ページをご覧ください▶

